

行橋市生活習慣病重症化予防事業及び糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託に係る公募型プロポーザルに関する質問及び回答

No.	質問事項	質問内容（資料名・項番号等を記入すること）	回答
1	仕様書 4 (3) 対象者の想定人数 (4) 実施者の想定人数	対象者の想定人数 260 人・170 人 実施者の想定人数 100 人・90 人 とあるが 例えば生活習慣病重症化予防の場合、①または②のどちらの認識か。（糖尿病性腎症についても同様） ①3 期計 260 人に対して初回支援の訪問を試みる。 その結果、100 人に対して支援実施ができる想定である。 ②事業対象者となり得る人数が 3 期計 260 人である。 そのうち、初回支援の訪問を試みる対象者が 100 人である。	②の認識です。
2	仕様書 4 (5) 保健指導不在時の 支援回数	初回支援および継続支援について、対象者不在時の支援回数上限は特に指定なく、提案内容に含むものと考えてよいか。	お見込みの通りです。
3	令和 5 年度事業の 事業実績について ①対象者抽出に関する 電子データ ②対象者数 ③実施者数	該当資料：仕様書 4 委託内容 令和 5 年度の生活習慣改善病重症化予防事業および糖尿病性腎症重症化予防事業における以下実績をお教えいただくことは可能でしょうか？ また、①対象者抽出に関する電子データにつきましては、可能でしたら令和 6 年度の想定件数をお教えいただけますと幸いです。 ① 対象者抽出に関する電子データ（令和 5 年度・6 年度）②対象者数、③実施者数	電子データの件数のご質問ですが、生活習慣病重症化予防事業については、対象者抽出の基となる健診結果データ件数と判断して回答させていただきます。また、糖尿病腎症重症化予防事業については、医療レセプト情報及び特定健診受診履歴を組み合わせることで抽出を行ったため、正確な件数については記録が残っておりませんので、ご了承ください。 (ア) 生活習慣病重症化予防事業 ① 電子データ R5 実績 2196 件 ② 対象者数 R5 実績 179 人、R6 想定件数 仕様書通り ③ 実施者数 R5 実績 111 人、R6 想定件数 仕様書通り

			<p>(イ) 糖尿病性腎症重症化予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 電子データ 記録なし ② 対象者数 R5実績 158人、R6想定件数 仕様書通り ③ 実施者数 R5実績 90人、R6想定件数 仕様書通り
4	<p>保健指導内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援回数 ・ ICT面談 ・ 面談会場 	<p>該当資料：仕様書 (5) 保健指導</p> <p>① 指導期間は概ね 3ヶ月間とし、訪問による指導を初回面接とし継続支援および最終評価は訪問または電話により実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記記載につきまして、初回（面談）、継続支援・最終評価（面談・電話）にて最低 3回の支援を実施することによろしいでしょうか。 ・ 面談につきまして、タブレット端末貸出による ICT面談を選択肢としてご提案することは可能でしょうか。 ・ ご自宅への訪問に懸念を示される場合、行橋市内の公共施設などを面談会場としてご準備いただくことは可能でしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援回数 糖尿病性腎症対象者については、糖尿病性腎症重症化予防新プログラム（国）の介入例を基に、血压等の対象者の状況にあわせて、通知や架電のみの介入方法も含め、より効果的な方法のご提案をいただければと存じます。 生活習慣病重症化予防事業については、初回支援は訪問指導とし、概ね3ヵ月後に評価を実施するほか、支援回数と方法については、より効果的なご提案をいただきたいと思いますと考えております。 ・ ICT面談 契約金額範囲内で機器貸出等もご対応いただけるのであればご提案いただくことは可能です。 ・ 面談会場 訪問により対象者の生活状況に合わせた保健指導を実施していただきたいと思いますと考えていますので、自宅や職場以外での面談は想定していません。
5	<p>参加勧奨について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文書・電話勧奨 	<p>該当資料：仕様書 4 委託内容 (4) 実施者の想定人数</p> <p>令和 5 年度の生活習慣改善病重症化予防事業および糖尿病性腎症重症化予防事業における参加勧奨のご想定についてご教示いただけますと幸いです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文書勧奨／電話勧奨など、参加勧奨の集客方法は委託者の提案によるものでしょうか。 	<p>これまでの実績から、保健指導実施前の参加勧奨は想定しておりません。ただし、係る費用について契約金額範囲内で実施できるのであれば、ご提案いただいても構いません。</p>

6	<p>生活習慣改善病重症化予防事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期 	<p>該当資料：仕様書（5）保健指導</p> <p>④生活習慣病重症化予防事業においては、特定健診の受診時期（6～7月・8～9月・10月）により3期に分けて実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読み取りが不足しており恐縮ですが、生活習慣改善病重症化予防事業におきましても、受診勧奨のみではなく、3ヶ月間の保健指導を実施することによってよいのでしょうか。ご契約開始時点9月を起点にしますと、6～8月の受診時期を過ぎてしまいますが、3期に分けて実施される内容につきまして、可能でしたら追加情報をいただけますと幸いです。 	<p>生活習慣病重症化予防事業は、生活習慣病の重症化リスクの高い者に対して早期受診と適切な生活習慣改善に繋げるための保健指導を実施することとしております。</p> <p>3期に分けた実施につきましては、特定健診の受診時期により3期に分け9月以降実施していただくことを想定しています。（例：6～7月受診者へ9月に初回支援、8～9月受診者へ11月に初回支援、10月受診者へ12月に初回支援）</p>
7	<p>医療機関との連携について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指示書の取得 ・保健指導報告書作成 	<p>該当資料：仕様書 4 委託内容（2）対象者抽出と選定</p> <p>③（ア）生活習慣病重症化予防事業対象者</p> <p>令和6年度の健診結果から生活習慣病重症化予防の必要な者</p> <p>（イ）糖尿病性腎症重症化予防事業対象者</p> <p>治療中断が疑われる者。糖尿病未治療が疑われる者。</p> <p>対象となる方は、医療機関未受診（中断など）であることから、かかりつけ医からの指示書取得・保健指導報告書の提出など、医療機関との連携は発生しないご想定でしょうか。また、医療機関の受診が確認できた場合には、指示書の取得や保健指導報告書の提出が必要でしょうか。</p>	<p>受託者が直接医療機関と連携することは、委託業務内容としての想定はなく、指示書の取得等必要はありません。ただし、業務実施において、医療機関との連携の必要性が生じた場合は、市へご報告いただいた上で、状況によって対応を判断し、可能な範囲での協力についてご相談させていただく場合があるかと存じます。糖尿病性腎症重症化予防事業については、必要ありません。</p>

8	特定保健指導の対象者について	<p>該当資料：仕様書（7）その他</p> <p>②対象者が特定保健指導の対象者となっている場合、特定保健指導に必要な指導、報告も行うこと。</p> <p>上記記載につきまして、特定保健指導の対象者となっている方が対象となった場合、除外対象ではなく、本事業の保健指導（3ヶ月）と併せて特定保健指導にも参加いただくのでしょうか。「特定保健指導に必要な指導」につきまして、追加で情報をいただくこと可能ですでしょうか。</p>	<p>基本的には、今回の委託業務内容に特定保健指導は含めていません。ただし、階層化判定で特定保健指導の対象であるが、特定保健指導を利用しない者には、本事業の保健指導対象者となり得ます。</p> <p>また、本事業の保健指導の過程で、特定保健指導の利用となった場合などは、特定保健指導に必要な情報について受託者と市とで共有させていただき、本事業の継続支援については、状況に応じて決定いたします。</p>
9	企画書提案書について	<p>該当資料：公募型プロポーザル実施要領</p> <p>7 企画提案書の提出（1）提出書類</p> <p>※副本については事業者名（提案者名）・所在・電話番号等は見えないように黒塗り等しておくこと。（評価者が公平に審査するため）</p> <p>上記記載につきまして、提案書（副本）中ページにおきましても、会社名が特定できる記載は一切を目隠しする認識でよろしいでしょうか。</p>	お見込みの通りです